

鳥取県農地売買等支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年5月14日
第201400026663号 鳥取県農林水産部長通知
最 終 改 正 令和元年6月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農地売買等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第2条第4号に規定するものをいう。）が行う農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。）の有する農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手育成機構」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る販売その他の収入の額を控除した額の範囲内とする。

3 担い手育成機構は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第1欄の1及び2の事業の相互間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

2 別表の第1欄の1の(2)の事業から(1)の事業への補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 担い手育成機構は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第3欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2)規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 担い手育成機構は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 担い手育成機構は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決

定控除税額。) を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第18条の規定による確定をいう。)のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業遂行状況報告の時期等)

第9条 担い手育成機構は、本補助金の交付決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手届)

第10条 担い手育成機構は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の着手が必要な場合は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由を記載した交付決定前着手前届を知事に提出すること。

(雑 則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月14日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 鳥取農地保有合理化促進対策事業費補助金交付要綱(平成13年1月23日経指第55号鳥取県農林水産部長通知。)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年5月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、令和元年6月7日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 重要な変更
1 農地売買等支援事業	<p>担い手育成機構が売買支援事業として行う農用地等の売買、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 契約書及び許可申請書作成 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費（担い手育成機構が行う農地中間管理機構事業の実施に関する団体等との連携活動に要する経費） <p>上記のうち、委託に要する経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	<p>1 事業の新設、又は廃止</p> <p>2 補助金の増額</p>
2 業務推進事業	<p>担い手育成機構が行う農地売買等支援事業に係る農地の売買、貸借の手続き等に要する次の経費（国助成額を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 諸税 イ 燃料費 ウ 土地代支払手数料 エ 通信運搬費 	

(2) 業務推進事業費

① 事業計画（又は実績）

区 分	回・員数	金額	備 考 (内訳等)
1 諸税 2 燃料費 3 土地代振込手数料 4 通信運搬費	回 件 件		

② 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

区 分	一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等			合 計				
	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格	件数	面積	価格		
売 買	前年度末保有量	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	
	本年度分	買 入															
		売 渡															
		一時貸付															
本年度末保有量																	
貸 借	前年度末保有量	貸 貸 借															
		使用貸借															
		未 貸 付															
	本年度分	継続貸付															
		新規貸付															
		解 約															
	本年度末保有量	返 還															
		貸 貸 借															
		使用貸借															
未 貸 付																	

3 経費の配分

区 分	総事業費 (算定基準額) (A)+(B)	負担区分		経費積算 の 基 礎
		県補助金 (A)	機構費 (B)	
1 農地売買等支援事業費	円	円	円	
2 業務推進事業費				
合 計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

*該当するものに丸をすること。

〇〇年度農地売買等支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農地売買等支援事業費	円	円	円	円	
2 業務推進事務費					
合 計					

様

鳥取県知事

年度鳥取県農地売買等支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農地売買等支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県農地売買等支援事業費補助金交付要綱（平成26年5月14日付第201400026663号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

(1) 本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付25経営第3140号農林事務次官依命通知）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）、農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付12構改B第321号農

林水産省構造改善局長通知)、農地保有合理化緊急加速事業実施要綱(平成10年4月8日付10構改B第365号農林水産事務次官依命通知)、農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について(平成12年9月1日付12構改B第846号農林水産事務次官依命通知)の規定に従わなければならない。

- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。但し、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別表の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (3) 事業により買入れた農用地等については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。
- (4) 前記(3)の農用地等については、県の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (5) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。
- (6) 前記(4)により県の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部及び一部を県に納付させることがある。

〇〇年度仕入控除税額報告書

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鳥取県農地売買等支援事業費補助金について、鳥取県農地売買等支援事業費補助金交付要綱（平成26年5月14日付第201400026663号鳥取県農林水産部長通知）第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額（ 年 月 日付 第 号による通知額）
金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えていた場合は交付決定控除税額）
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額
(3-2) × 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署長の收受印のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署長の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第5号（第9条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

職氏名



〇〇年度鳥取県農地売買等支援事業費補助金第〇・四半期遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった鳥取県農地売買等支援事業費補助金について、鳥取県農地売買等支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B) / (A)	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	

(注) 区分欄には、様式第1号の3の「経費の配分」に記載された事項ごとに記載すること。